慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	親族関係と社会組織（下）
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1921
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.15, No.2 (1921. 2) ,p.254(98)- 266(110)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19210201-0098

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

以上は一千八百十七年伯林に於て出版せられたる、Augustus Boeckh 氏の Staatshaushaltung der Athener. 中の一項を抄譯せるものなり。今、原著を得る能はずして、專ら一千八百二十八年版の英譯 Public Economy of Athens. に據れり。本書は既に其の出版後、一百有餘年を經たりと雖も、猶ほ希臘の經濟及び經濟思想の研究者に取りて最も有用なる參考書として認められつゝあるものなり（Haney, History of Economic Thought, 1911, p. 39. 參照）。

親族關係と社會組織（下）

野村兼太郎

五

Fijian 島の一つの Viti Levu の内部に從來知られて居た Fijian 制度と根本的に相異した親族關係のある制度が存在して居た。そこには從兄妹同士結婚制度の特徴は少しもなかつたが、すでに述べた二代（two generation）離れた親族を一つにする制度があつた。即ち父の父は兄と同じ稱呼を、息子の妻は母と同一に呼ばれた。こゝに注意すべきは前に述べた Pentecost のそれと呼び方の相異する點である。即ち Pentecost のは母系的であるし、これは父系的である。如何して此の差別が生じたのであらうか。此の疑問の消極的の解決の一つが Dr. Thurnwald の研究した Bougainville の島の内、Buin の制度から得られた。（Zeitsch. f. vergleich. Rechtswiss., 1910, xxiii., 330.）此の制度に依れば稱呼は Fiji と同じく父の父が兄と同一であるが、其の制度自體は母系的である。これに依つて見れば斯の如き區別は母系的子孫、父系的子孫の差違より生じたものでないことは明かである。他に何等かの原因がなければならない。斯の如きは恐らく社會組織の形式如何に依る必然的結果でないだらうか。祖母即ち父の父の妻と結婚すると云ふことが實際に行はれ、息子の妻が母と同一になることが Fiji の制度の特徴ではないのか。

第五圖

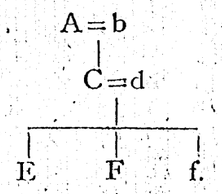

第五圖に於いてEがbと結婚すればFとfとの兄であつたEが父の父となり、Eの母のdは息子の妻の地位に立つ。

こゝに此の結婚の方法に依る Buin の制度を考察する。mamai と云ふ言葉は姉及び兄の妻に用ひる許りでなく父の母に用ひる。この事は實際若しある男が其の生存中に妻の一人を孫に與ふるか、若しくは女が寡婦になつた時、夫の孫と結婚する制度が存在すればいゝ譯である。斯の如き制度が果して存在して居たか如何かは Banks Island & Pentecost 等の實際から推斷するより外はない。そは兎もあれ吾人は前節の終りに述べた疑問を解決するに當つて、先づ是等の言辭と結婚制度と果して關係があるか如何かを明かにしなければならない。

先づ例を從兄妹同士の結婚にとる。從兄妹同士の結婚から生じた特徴のあるものは他の結婚制度の結果かも知れない。世界のある部分には兄弟と姉妹とを交換する習慣が存在して居る。さうすればある男の姉妹は彼の妻の兄弟と結婚する。此の慣習の結果として母の兄弟は父の姉妹の夫、又父の姉妹は母の兄弟の妻である。結婚の此の形式は Torres Straits の西部の人々の間に行はれた。即ち母の兄弟は父の姉妹の夫と同じく wadwam と云ふ。然し父の姉妹の夫には他に言葉がある。そして母の兄弟の妻が父の姉妹と同一であつた證據はなかつた。母の兄弟と

父の姉妹の夫とが同一區別を受けたのは親族制度の特徴ではなく、交換の習慣から必然生じたやうに思はれる。兎に角從兄妹同士の結婚制度から生ずる二つの一致は他の結婚の結果かも知れないと云ふことは明かである。然し乍ら交換の習慣から來る言語上の一致の存在も、以前に從兄妹同士の結婚の存在を推知し得る理由の存在する場合である。そこで結論を述べると第一は從兄妹同士の結婚に伴ふて發見された特徴のあるものは、現在存しない從兄妹同士の結婚の以前の存在を推知し得る爲めに、他のものより大なる價値を有つて居る。次ぎに吾人が從兄妹同士の結婚の以前の存在に歸する斯の如き特徴は、若しも此の制度が類似の文化を有する人々の間に存在したならば、甚だ強められると云ふことである。是等の點は Melanesia の例に依つて明かである。Solomons の Florida に於いて從兄妹の結婚は今は存在して居ないが、過去に於いて存在した蹤がある。妻の母と母の兄弟の妻とを其に vungo と呼ぶ。Florida は從兄妹同士の結婚の存在して居る Guadalcanar の近くにある許りでなく、其の文化狀態も又甚だ似て居る。斯の如き場合 Florida に於ける此の制度の存在はかなり確實になる。更に是等兩島の附近にある Ysabel に於いて此の制度は今は時々行はれるに過ぎないが、更に確實なる蹤を發見したことに依つて一層明瞭になつた。其の他斯の如き實證は數多擧げることが出來るが、煩はしいから止める。

他の結婚の種類、即ち以前に述べた Pentecost に於ける娘の娘との結婚及び Fiji と Buin に於ける祖父母と孫との結婚に就いて同じ樣な穿鑿をなした。決定的のものは得られなかつたけれども、斯の如き結婚制度が以前存在して居たと想像し得る材料は其處此處に發見し得た。然し乍ら是等の例證も煩雜であるからこゝには割愛することゝする。

之を要するにある場合には古代に於ける結婚制度の存在が親族關係を示す言語の內に存する名殘りから推知し得る。他の場合文化が相異するか、若しくは直接の聯關が欠けて居る時、其の言語上の特徴を生ずを古代の結婚形式の存在を推知するのは正當でない。更に他の場合は是等兩者の間に介在する。結婚の形式を推知し得る證據が文化の類似の程度、距離、及び其の結婚の形式に關係ある文化の特徴の有無等に依つて變ずる場合である。然し乍ら其の推斷が最も疑はしい場合でも吾人は獨斷的に社會狀態に於ける親族關係の言語の起源を否定することは出來ない。

六

以上吾人は親族關係の言語と結婚の形式との關係に就いて論述した。勿論結婚の形式は親族關係の言語を形成するに至つた社會組織の一部分に過ぎない。然し乍ら是と最も密接なる關係を有することは疑ふことが出來ない。次ぎに以下是等の言語が結婚の形式の結果として生じたのでなく、結婚と關係ある社會制度に對する態度の結果より生じたものに就いて少しく述べやうと思ふ。

Polynesia と Melanesia とに於いて義父を父と、義母を母と、義兄弟を兄弟と、義姉妹を姉妹と同一にすることは稀ではなかつた。太洋洲の親族關係の言葉は二つの特徴がある。其の言語は屢々義兄弟や義姉妹の違つた種類を嚴別する。而して若しもある種類の義兄弟義姉妹が兄弟や姉妹と同一にされて居れば、吾人は區別の依つて生じた過程の本質を知るよすがとなる。

第二の特徴は常に性を異にした親族關係に依つて言語が違ふことである。男同士の親族を女同士の親族と違つた言葉を用ひるのである。更に以下此の二つに就いて述べる。

太洋洲の親族關係の言葉に就いて注意すべき第一の點を詳細に云へばすべての義兄弟義姉妹を兄弟姉妹と同一にするのではなく、唯異なつた性の者のみであることである。例へばBanks Islands の Merlav に於いて唯妻の姉妹、及びその男の兄弟の妻が姉妹と同じく、夫の兄弟及びその女の姉妹の夫は兄弟と同じであるが、其の他吾人が義兄弟義姉妹と呼ぶ者と雖も他に特別の言葉が存在して居る。同一の狀態が Melanesia では一般になつて居る。苦しも Kroeber 教授の想像する如く、義兄弟と兄弟と同一にすることが心理的類似に歸するならば、吾人は此の類似が何故同一の性の者の方が違つた性の者よりもより大であるかゝ發見されなければならない筈である。

今吾人は先づ Banks Islands に就いて研究し、而して Merlav に於ける社會狀態を他島のそれと比較するならば、性的關係が、ある男と其の妻の姉妹、其の兄弟の妻との間に以前存して居たこと、又是等の親族と姉妹と同一にすることと、斯の如き性的關係の中止との間に一定の聯絡あることを示す證據を發見する。Melanesia 人の如き人間が其の妻の姉妹との間の性的關係を誇張せんとするなら是等の親族を姉妹と同一階級にするのが最も適當な方法であらう。斯の如きこと、即ち嘗つて習慣となつて居た性的關係を表示する社會的必要から共通の言語が生じたことに關する證跡は南 Melanesia に數多發見することが出來る。

次ぎに上述せる第二の特徴は如何にして共通の言葉になつたかを語るものである。即ちある男が彼の妻の妹を彼自身が其の妹に用ひると同じ言葉を以つて呼ばない。妻の姉妹の一人が他を呼ぶ言葉を以つてする。換言すればある男は彼の妻の姉妹に向つて彼の妻が是等の血族に對して用ひる言葉を使ふのである。かく妻の姉妹に對して其の妻が用ひると同一の言葉を使ふことは何を意味するだらうか。勿論心理的要素が重要なる部分を示めて居ることは云ふ迄もないが、斯の如き心理的要素も元は社會的過程から生じたものである。即ち其の社會的過程とは性的共産主義（sexual communism）の狀態から結婚者相互のみの性的關係への轉化である。

此のことは次ぎのやうな疑問を惹起する。即ち Kroeber 教授が親族關係の言語の心理的原因の例として擧げた吾人自身の社會に於ける習慣と如何して同一でないのであらうか。義兄弟と兄弟、義姉妹と姉妹との區分が吾人自身の中に於いて社會學に影響しないと云ふことは Kroeber 教授の考ふるが如く確實であるのか。斯の如く吾人自身の言語と Melanesian のそれと違ふことに關しては、後者に於いて死せる妻の姉妹と結婚する事實を指摘すれば足りる。（註）從つて上述せる言語は極めて自然の結果となる。

（註）歐洲に於いて一般に弟妹が嫂や姉婿と結婚するのは不倫の行爲とされてゐる。

七

今迄は等級制度中の比較的僅な變化に就いてのみ論じた。以下等級制度の主なる變化が果して社會狀態に依存するか如何かに就いて述べやう。先づ Morgan が Malayan と名づけてたものを研究しやう。此の名稱は適當ではない。此の種類は Hawaiian Islands の言語を通じて

Morgan に知られたものであつて、是等の島々の制度として最初に記錄されたのであるが、又今でも最も完全なる記錄であるから、此の制度を例證として述べやうと思ふのである。若しも此の Hawaii の制度を Oceania の他の部分 Australia, India, Africa 及び America 等の等級制度と比較するならば、極めて單純であることと言語の尠少なることゝがその特徴であることを知る。父の兄弟と母の兄弟、父の姉妹と母の姉妹、兄弟の子供と姉妹の子供と兄弟姉妹との子供、是等の區別は通常の等級制度には存在するにも拘らず、こゝには全然欠如して居る。此の言語の欠如が社會的要素に依存するや否やがこゝに於ける問題である。

注意すべき第一の點は Oceania に於いて Hawaiian と他の普通の等級制度との相異が Polynesian と Melanesian との間の相異と相當して居ないことである。制度の相異と種族の相異とが何等相關係して居ない。

次ぎに若しも吾人が Melanesian と Polynesian の制度を全體として取るならば、二つの部類に嚴別することは出來ないが、兩者の間に次第に轉化した中間の部分が存して居る。故に劃然と區別することは出來ないが、順次併列することは出來る。こゝに於いて生ずる疑問は Oceania に於いて親族關係制度の二種を結合する一系統に平行して、更に他の變遷の系統が發見することが出來るか如何かと云ふことである。疑もなく此の疑問は積極的に答へ得る。

廣く云へば Oceania に於いて社會組織に二つの重なる種類がある。一つの種類にいて結婚は一門（Clan）中の異族結婚（exogamy）のある種類に依つて定められ、他の種類に於いて結婚は血族若しくは家系的親族に依て定められたる。吾人は Melanesia に於いて全然一門異族結婚（clan-exogamy）に依つて定められることを發見し得ない。然し Melanesia 及び Polynesia の社會で家系的親族關係の原則が結婚制度の決定要素であるが其の程度に從つて一系統に排列することが出來る。其の系統の一端に Banks Islands, Northern New Hebrides, 及び Santa Cruz Islands を置く。そこでは Codrington 博士の認めたやうに、部族組織（clan-organization）が殆ど機械的になつて居る位、明瞭に重要なのである。他の一端に置くべきものは Hawaiian Islands や Eddystone Island である。そこでは部族組織は殆ど發見されず、結婚は全然家系的親族關係に依つて制定される。此の兩者の間に種々なる場合が存して居る。斯して形成される系統は等級制度の相異せる形式間の變遷と相平行する。此の兩者の內部族組織に依る結婚制

を發見し得ないのは Hawaiian Islands と Eddystone Island である。是等の場所は Morgan が Malayan 制度と云へる特徴を有するものである。唯ある點に於いて Eddystone の制度は Hawaii のと違ふ。母の兄弟は父と同じ言葉の內に含まれたが、姉妹の子供に對して一つの言葉があつた。然しそれは極めて稀であつたことは疑ない。Solomons のある部分には部族組織が維持された。然し家系的親族關係が結婚制を支配して居た。此の外種々なる程度の相異が存在して居るが、是等の變化の本質や違つた言語形式を用ひる人種の文化との關係等は Oceania に惹起された進歩の變化を示すものである。此の地方に於いて等級制度は上述せる Pentecost のやうな複雜なものから、Eddystone や Mekeo のやうな簡單なものまで存在して居つた。此の過程は部屬組織に依る結婚制が次第に家系の方法に基

く機械的手段に代つてゆく經過と相平行するものである。

此の結論を許されるならば、親族關係の等級制度の更に一層普及せる稱類は異族結婚的社會團體を其の單位とせる社會組織と密接なる關係を有することゝなる。等級制度と異族結婚的社會團體と關係ある所は何處でも、親族關係の言葉が家系的に辿ることの出來る親族に止まらず、其の時代の一門のすべての者に適用される。例へば「父」と云ふ言葉を其の父のすべての兄弟に、其の父の子供に、更に父の父の子供の子供等に用ひる許りでなく、其の時代の父と同一階段に位するすべての者、及び母と同一階段に位する者の夫をすべて「父」と云ふのである。此のことは母に就いても同樣である。其の間に家系的關係の有無を論じない。是等の等級制度の特徵は其の根底に異族結婚の存在を認めさへすれば別段不思議ではないのである。此の制度を特に等級制度と區別するなら部族（clan）制度とも名付くべきである。

上述の如く其の起源に於いて等級制度と異族結婚に基く社會組織と密接なる關係がある許りでなく、其の細い部分に於いても同樣である。例へば父の兄弟と母の兄弟と嚴別するが如きは異族結婚たるに基くものに外ならない。

更に異族結婚的社會團體に其の起源を有する等級制度のある特徵がある。普通二重制度と云はるゝものであつて二つの社會團體に限られたものである。此の場合一般に兄弟の子供は姉妹の子供と同一である。母の姉妹の子供と父の兄弟の子供と同一の言葉を以つてし、其の結婚を禁止するのは二社會團體以上よりなる社會制度からは生じない。若しも社會が父系的であるならば二人の兄弟の子供は必然的に同一社會團體に屬する。從つて異族結婚の原則によつて彼等の結婚は嚴禁される。然し其の團體の婦人が他部族の者と結婚したとするなら、異族結婚の原理に依つてそれ等兩者の子供は結婚を禁ぜられもしなければ、彼等と女の兄弟の子供と共通の言語の存する理由もない。母系的である場合も同樣に說明が出來る。

然し乍ら若しこゝに二つの社會團體より外に存在しないとするならば、大分違つた現象を生ずる。其の父系的であると母系的であると相異がない。二人の兄弟の子供、若しくは二人の姉妹の子供は同一部族に屬するのであるが、兄弟と姉妹との子供は違つた部族に屬する。同樣に二重組織の必然的結果として母の兄弟の子供は父の姉妹の子供と同一に分類されるが、若し二つ以上の社會團體があれば是は必然ではなくなる。

以上の論述に依つて大體等級制度に關する吾人の研究は目的を達したものと考へる。以下吾人自身の制度に就いて述べる必要があると思ふ。

八

野蠻人の間に於いて氏族や異族結婚的團體が社會組織の單位であるが如く、吾人の間に於いては家族が其の單位である。こゝに家族と云ふのは男と其の妻及び彼等の子供を含むに止まる。若しも吾人が其の親族關係の言語を研究するならばそれ等の言葉が個人に對して適用され且つ家族と密接なる關係を有する者に限つて居ることを知る。父、母、夫、妻、兄弟姉妹、と云ふ言葉は話手の家族に限られ、義父母、義兄弟、義姉妹が話手の妻若しくは夫の家族に限られて居る。祖父、祖母、孫も同樣である。伯父、伯母、甥、姪は多少廣い範圍に用ひられるけれど

も、それとても其の話手の家族に密接の關係ある者に限られて居る。然らば吾人が何時頃から斯の如くなつたか云ふ疑問は困難な問題であるが、こゝには說明する必要はない。

兎に角現在一般に知られて居る此の制度を Morgan は說明的制度 "descriptive system" と呼んで居る。此の名稱は一般に通用する。然し乍ら必ずしも適當ではない。各一人一人に適用することを說明的 (descriptive) と云ふのは勝手であるが、穩當ではない。此の點を看過するとしても、吾人は父の父も母の父も共に祖父と呼ぶ從つて等級制度よりも必ずしも說明的であるとは云へない。故にかゝる不適當な文字を用ひるよりも、寧ろそれが家族に基くものであるから家族制度 "family system" と云ふ方が適當であるやうに思ふ。

吾人の制度以上に說明的なものは甚だ多い。今煩雜であるから一例を擧げるに止める。Egypt に於けるアラビヤの制度は極めて說明的である。父の兄弟を 'amm と云ひ、父の兄弟の妻を mirat 'ammi 父の兄弟の息子を ibn 'ammi 其の娘をば bint 'ammi と云ふ。

斯の如き說明的の言語は如何にして生じたのであるか。是又社會的原因に基くべきものである。今こゝに例として擧げた Egypt に就いてのみ云へば、Egypt に於いて父の兄弟の娘、若しくは母の兄弟の娘との結婚が最も普通に行はれて居た。斯の如き結婚の結果其の親疎の程度に從ひ他の從兄妹と區別する社會的必要が生じ、其の社會的必要が說明的の言語を生じたのである。

尙ほ幾多の例證を擧げることが出來るが、こゝには省略する。要するに家族關係の發展すると共に社會組織の必要上からこゝに說明的の言語を生じたのである。即ち擴大された家族若しくは族長的家族 (Patriarchal) に基くものである。此の種類の言語は歐洲に於いて數多く發見することが出來る。Celtic や Scandinavian の中、Lithuanian 及び Esthonian の中にも存在して居る。

簡單に上述せることに就いて述べやう。最初吾人は等級制度の特別の特徵が結婚の特別なる形式に關係あることを述べた。次ぎに等級制度の大なる變化が社會組織の違つた形式、幷びに部族の異族結婚が家系的結婚に變じた其の程度に依つて生ずることを說いた。更に吾人自身の親族關係の言葉はそれ等と違つて家族を基礎とするものであることを明かにした。斯して吾人は次いで Egypt 等に於ける大家族に就いて述べた。此の三種は各々氏族、狹義の家族、族長的家族をその起源とするものである。是等の三種は更に其の各々の發達の程度に依つて各自に多少の相違を來たして居る。然し乍ら更に重要なことは等級制度を有する人々にあつては家族を社會單位とする人々より複雜な社會制規、殊に厄介な結婚の形式を有して居ることである。

九

吾人は以上に於いて大體親族關係と社會組織との關係を觀察し終つた。最後に此の問題に關聯して Morgan の述べた雜婚に就いて一瞥する必要があると思ふ。

Morgan は人類古代に於ける雜婚を Hawaiian 制度から歸納した。然し Hawaii の制度が最も古く原始的のものではないし、且つ此の地方に於ける男女混交は全人民の狀態ではなく、單に兄弟姉妹の結婚を許可する首長のみが許されたに過ぎない。尙ほ等級制度のあるものから Mor-

gan の斷定したやうな男女混交の事實を證據立て得る材料は存在して居ない。

是と關聯して居る團體結婚に關しては二つのことを注意するに止める。第一は團體結婚と云ふ言葉は混雜を招き易いから寧ろ性的共產主義（sexual communism）と云ふ方が適當である。即ちこゝに於いては性的關係が一つの社會團體の男と他の社會團體の女との間に正統として認められるのである。第二に等級制度は必然的に性的共產主義の狀態から生ずる二三の特徵を有して居る。等級制度の普及は此の共產制度を一般化するが、然しこれが人類社會の進化に於ける最初の段階であるとは云へない。

吾人は以上の研究に依つて如何なることを敎へられたか。吾人が時に無稽であるとかあり得べからずと思考するものも、是を實際狀態に就いて考察しない內に退くべきではない。更に多くの證跡を探求する必要がある。次に心理學は社會研究に於いて極めて重要であることは勿論であるが、それは心理的見地から離れて觀察し得る社會的過程の附隨物たるに過ぎないのである。

最後に以上述べた如く社會組織と親族關係とが極めて密接なる關係を有するものであるが、それば單に大體に於いてのみならず細節に迄及んで居るのである。ある社會現象が心理的類似を有するならば、それは如何にして生じたか。其の類似の依つて生ずるところを討究するならばそれは決定的（deterministic）なものであることを知るだらう。斯して社會學の科學たる地位を獲得することが出來得る。（大正十年一月十九日稿了）

アーサー・ペンティの歷史觀（三）

加田哲二

五

Penty に依れば歷史は多元的の觀察が許さるべきものである。故に唯物史觀は、其の氣質において唯物論者でない歷史の研究家がよく知つてゐるやうに、一面的であつて、牽强附會の觀察である。そは歷史における唯だ一つの要素を抽出し他の要素を無視することによつてのみ、その成立が可能である。さうして斯くの如き學說が今日において勢力を得てゐると云ふのは、資本主義が、すべての過去の偉大な傳統を亡ぼし、その生命の內容を空虛にしたからである。唯物史觀によつて、現代のやうな歷史の一面を解釋することは出來る。またギリシヤ並にローマの末期、宗敎改革後の歐洲の如き時代の歷史は之を解釋することは出來るのである。何となればすべての文明の衰亡期にあつては物質的要素が非常に重要だからである。然し、その時期が歷史全體及び中世と云ふやうな特殊の時代になると唯物史觀的解釋は全然誤謬である。さうして、斯くの如く歷史全體または中世紀と云ふ特殊時代についての唯物史觀的解釋を眞理なりと思ふ人があるならば、彼は歷史について無智な人である。

斯樣な見地から見ると唯物史觀は、歷史全體または特殊時代の觀察としては誤謬であるが、現存する社會を破壞するのを目的とするのには、最も適當なものである。けれども唯物史觀は新しい社會的理想の構成を妨害するものである。何となれば Marx の將來に對する豫見は今